○○地区自主防災クラブ規約（案）

（名称）

第１条　この組織は、○○地区自主防災クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第２条　本クラブの活動拠点は、○○公民館とする。（●●●番地）

（目的）

第３条　本クラブは、○○地区住民の生命・財産を守るため、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害・地震その他の災害による被害の軽減を図ると同時に地域コミュニティの増進に資することを目的とする。特に、平成２８年熊本地震の経験を踏まえ、益城町等関係機関との連携及び自主的な避難所運営を行うこととする。

（構成）

第４条　本クラブは、○○地区の世帯及び本クラブの趣旨に賛同するものをもって構成する。

（事業）

第５条　本クラブは、第３条の目的を達成するため、次の事業を行うよう努めるものとする。

　（１）　防災に関する知識の普及・啓発及び訓練に関すること。

　（２）　災害危険か所の把握に関すること。

　（３）　益城町等関係機関との連携に関すること。

　（４）　災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導に関すること。

　（５）　災害時における給食・給水支援等の避難所運営に関すること。

　（６）　地区内の世帯状況の把握及び避難困難者等の確認に関すること。

　（７）　その他本クラブの目的を達成するために必要な事項

（役員）

第６条　本クラブに次の役員を置く。

　（１）　会長　　　　　　　　１名

　（２）　副会長　　　　　　　２名

　（３）　事務局（会計）　　　１名

　（４）　監査役　　　　　　　２名

２　会長は区長とし、副会長は会長が指名する。

３　本クラブに会計を置き、会長が委嘱する。

４　本クラブに監査役を置き、会長が委嘱する。

５　本クラブに顧問を置くことができる。

６　役員の任期は、○○地区の区長改選時とする。

（役員の責務）

第７条　会長は、本クラブを代表し、会務を総括し、災害時における応急活動の指揮を行うものとする。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

３　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本クラブに、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第９条　総会は、第６条に規定する役員並びに○○地区の世帯及び本クラブの趣旨に賛同するものをもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

４　総会は、次の事項を審議する。

　（１）　規約の改正に関すること。

　（２）　地区防災計画の作成及び改正に関すること。

　（３）　事業計画に関すること。

　（４）　予算及び決算に関すること。

　（５）　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、前項の付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第１０条　幹事会は、会長が指名した者によって構成する。

２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

　（１）　総会に提出すべきこと。

　（２）　総会により委任されたこと。

　（３）　その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（地区防災計画）

第１１条　本クラブは、災害による被害の軽減を図るため、地区防災計画の作成に努めるものとする。

２　地区防災計画は、次の事項について定める。

1. 災害時における防災組織の編成及び任務分担並びに行動基準に関

すること。

　（２）　防災知識の普及・啓発及び訓練に関すること。

　（３）　災害危険か所の把握に関すること。

　（４）　災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導に関すること。

　（５）　給食・給水支援等の避難所運営に関すること。

　（６）　益城町等関係機関との連携に関すること。

　（７）　地区内の世帯状況の把握及び避難困難者等の確認に関すること。

　（８）　その他必要な事項

（予算）

第１２条　本クラブの運営に関する予算は、総会の議決を経て別に定める。

（会計年度）

第１３条　会計年度は、毎年４月１日より次年の３月３１日に終わる。

（会計監査）

第１４条　会計監査は、監査役が毎会計年度につき１回行う。ただし、必要が

ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付　則

　この規約は、令和　　年　月　日から施行する。